

令和 6 年度大井町「農ある暮らし」空き家活用事業の留意事項

次に示す内容に留意し、空き家への移住希望者（個人）（以下、「移住希望者」という。）及び空き家活用モニター業務を実施する事業者（以下、「事業者」という。）との共同の取り組みとして企画提案書を作成すること。

1. 指定空き家への移住

（１）指定空き家は、町と移住希望者との賃貸借契約とし、移住希望者は町が指定する日に賃借料を支払うものとする。

賃借料は 40,000 円／月とする。

（２）住宅宿泊事業を行うために住宅宿泊事業法に基づく届出をすること。

2. 自治会催事・町催事等への参加

（１）移住希望者は自治会への加入及び美化清掃等自治会活動への積極的に参加すること。

（２）祭やイベント等、町主催の事業へ積極的に参加すること。

3. 家主居住型による民泊運営

（１）宿泊者 1 人当り床面積 3.3 ㎡以上確保すること。

（２）宿泊受入人数については、1 泊 3～4 人/軒とする。

（３）宿泊させることができる日数は、年間 180 日を超えない範囲で行うこと。

（４）宿泊者の衛生面・安全面を確保すること。

（５）宿泊者名簿を備え付け、周辺地域の生活環境への悪化防止に関し必要な事項を宿泊者に対し説明を行うこと。

（６）食事の提供を行う場合、管轄保健所で飲食店営業の許可を得ること。

4. 居住及び宿泊に要する必要な家屋等の改修工事

住宅改修等の内容は、採択後に改めて見積書を添えて提案し、本町と協議のうえ改修内容及び補助額を決定する。

5. （一社）神奈川大井の里体験観光協会との連携

（一社）神奈川大井の里体験観光協会が運営する体験事業と連携を図り、指定空き家を民泊等の滞在環境として提供すること。

6. 農ある暮らしに係るワークショップの開催と滞在環境の提供

（１）農や自然と触れ合うワークショップを農泊と一体的に開催すること。

（２）参加者に対し地域住民等との交流の場を確保し、就農や定住意欲の向上につながる取り組みを実施すること。

(3) ワークショップは2回以上実施すること。

7. 「農ある暮らし」プロモーションの実施

(1) ワークショップ参加者の募集に向けた周知を行うこと。

(2) 移住希望者の「農ある暮らし」の様子やワークショップ開催状況を広く周知し、
本町のプロモーションにつなげること。

8. 見積書の提出

空き家活用モニター業務委託に係る見積書を提出すること。

上限 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）